

## 第 1 回行政手続部会（平成 28 年 9 月 20 日）における議論 （地方関係部分抜粋）

- これも IT 戦略で検討していて、国関係は相当進んでいるのだけれども、法令に基づいてやらなければいけない民手続のところの遅れと、地方政府と民の手続の遅れの方が、国と民の手続よりもむしろ深刻な問題ではないかという問題意識を持っていたのですけれども、そのあたりはこちらの方ではどう捉えていたのでしょうか。
  
- イギリスは、中央政府がクラウド環境をつくって行政の簡素化、それを今、地方政府に向けて、これぐらい安くなりましたと中央政府でまず実例を見せて、できたら 25%の削減に向かって皆さん使ってくださいというようなガイダンスで広めているというように聞いてはいます。
  
- 中央と地方の関係、これは避けることのできない問題だと思います。ちなみに、前回の規制改革会議でも非常に細々とした案件をホットラインで拾い上げましたけれども、非常にざっくりとした感覚で言うと、細かい手続になればなるほど地方の話になってくる。それはサブスタンスだけではなくて、本来これは地方自治に任さなくてもいい書式ですね。例えば 1 つの例を挙げますと、医薬品医療機器等の法律、それに基づいてある事業者は役員がかわったらその届出をしなればいけない。これは各都道府県にしなればいけない。ただ、これはもう日本全国股にかけて大企業であれば活動しているとなると、その各都道府県に出す書式がそれぞれ違う。これなどは何で地方自治に任す必要があるのか。これは国が一本決めればいいのではないかみたいな議論が非常に多くありましたので、手続になればなるほど地方との関係は避けられない。サブスタンスは、国が例えばそんな役員変更届出をしなくてよろしいと決めれば片づくのですが、そうではない、あくまでも手続となった途端に、ここは極めて地方の自治との関係が出てくるということだと思います。ですから、目標を定めて重点を決めました、では、それで例えば 2 割削減しましょうとなったときに、結局は最後、実施する方が、それは実は地方自治でして中央ではいかんともしがたい、こういう話になってしまっはしようがないので、この辺はやはり目標を設定するに当たって、ある程度アプローチを考えていただきたいと思います。

○ (事務局から) 御紹介のあった規制改革の例も、関係省庁というのは、つまり、根拠法令の所管官庁がこういうことであって、実際の窓口というのは都道府県であるものがこの中にも幾つか入っているということでございます。なおかつ、それがサブスタンスなのか、書式なのか、フォームなのかという問題が結構大きい問題としてありまして、これは1つお願いになるのですけれども、書式、これについては地方自治を理由にして各都道府県が独自のものをつくるのは禁止する、言葉は悪いですけれども。フォームは中央が決める。もちろん個別の特記事項があれば、それは特記欄があればいいのであって、これはそれが地方自治の権利を侵すとかという話がたびたび今まで出ていますから、それはもうはっきりと、書式は国が決めるということを原則に持っていくと、多分IT化も非常に進むし、無駄な議論をしなくていいと思います。あと、なぜそういうことを言っているかという、企業にとってのコストというのは期間もありますけれども、出す情報量です。これは47に同じ情報を出すのだったら同じ書式であればいいわけで、それが違ってくればそれぞれまた情報量が増えるということですから、これについては徹底していただきたいと思います。

○ 全国各地で事業を展開していると、やはり地方自治体における手続が大きな負担になっております。これには、法律に基づく手続以外にも指導という名のもとで行われる意見の聴取などがございますので、私どもにとって、その負担感は非常に大きいということを申し上げたいと思います。つまり、そこまでを対象にしませんと、本当の意味での行政手続コストの削減、事業者目線からの削減にはならないのではないかと思います。

○ 国も各省庁、書類のフォーマットが違います。特に一番大きいのは、人件費の算出をするときに、例えば健康保険の等級でやるところを実質的に払った賃金でやってください、賞与は入りませんとか、残業代は含みませんとか、東京都もまた市も違いますし、県も違うという、そういった地方のところの書類の違いというものが毎回毎回新しくトライしていかなければいけないというのがすごく大変になっているというところはあると思いますので、そのあたり、せっかく法人にマイナンバーが振られているのですから、マイナンバーでたたけばこの会社は税金を正しく納めているのかどうか分かりますので、分かるものはやってほしいなど。